

自己点検事項

◇ 輸血適正使用加算(K920-2注2)

(1) 輸血管理料 I を算定する保険医療機関において、次のいずれの値も満たしている。

(適 ・ 否)

※ 新鮮凍結血漿(FFP)の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値が0.54未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値が2未満である。

新鮮凍結血漿(FFP)及びアルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値は次により算出する。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| $(2-3)/2 / 1 < 0.54$ | ① 赤血球濃厚液(MAP)の使用量 |
| $(4-5) / 1 < 2$ | ② 新鮮凍結血漿(FFP)の全使用量 |
| | ③ 血漿交換療法における新鮮凍結血漿(FFP)の使用量 |
| | ④ アルブミン製剤の使用量 |
| | ⑤ 血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量 |

(2) 輸血管理料 II を算定する保険医療機関において、次のいずれの値も満たしている。

(適 ・ 否)

※ 新鮮凍結血漿(FFP)の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値が0.27未満であり、かつ、アルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値が2未満である。

新鮮凍結血漿(FFP)及びアルブミン製剤の使用量を赤血球濃厚液(MAP)の使用量で除した値は次により算出する。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| $(2-3)/2 / 1 < 0.27$ | ① 赤血球濃厚液(MAP)の使用量 |
| $(4-5) / 1 < 2$ | ② 新鮮凍結血漿(FFP)の全使用量 |
| | ③ 血漿交換療法における新鮮凍結血漿(FFP)の使用量 |
| | ④ アルブミン製剤の使用量 |
| | ⑤ 血漿交換療法におけるアルブミン製剤の使用量 |

点検に必要な書類等 ・ FFP/MAP比と、アルブミン/MAP比が確認できる書類

医療機関コード
保険医療機関名